

影響緩和措置とは

都道府県知事は、除外目的変更（法第13条第2項による除外）に係る市町村整備計画を変更しようとする市町村から協議があった場合において、当該除外目的変更が都道府県面積目標に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、法第13条第4項において準用する法第8条第4項の規定による協議に係る同意をするかどうかを判断するため、当該除外市町村に対し、その影響を緩和するため講じようとする措置（影響緩和措置）の内容等を記載した書面の提出を求めることとなっています。

影響緩和措置を講ずる内容は、除外市町村における農用地区域への編入、荒廃農地の解消及び農用地の造成の取組等です。

影響緩和措置が必要となるとき

次のいずれかに該当する場合、その翌年度に除外目的変更を行う市町村は影響緩和措置が必要となります。

- ①年間（1月1日から12月31日まで）の除外目的変更による農地減少面積が一般転用年間許容量*¹50.8haを超過する場合
- ②農用地区域内の全体農地面積*²が都道府県面積目標を下回ることが判明した場合

*1：都道府県面積目標の設定の際に見込んだ目標年までの除外目的変更による農地減少面積の総量を当該目標の基準年から目標年までの年数で除した値（毎年均等）

*2：法第5条の2第1項第1号の都道府県面積目標の達成状況に関する資料で把握した実績値